

# 9月定例会で可決された意見書

## 人身売買禁止のための法制化を求める意見書

広域暴力団などの犯罪組織によって海外から日本に送り込まれ、性産業で強制的に働かされている外国人女性が増えている。売春や強制労働等による搾取の目的で外国人女性や子どもを勧誘・送り出し・受け入れを行う行為を「人身売買(人身取引)」というが、日本の対策の遅れに国際的な批判が高まっている。

米務省が今年6月に発表した「人身売買に関する年次報告書」では、日本を今後1年間に必要な措置を取るかどうか見極める必要がある「第2分類監視対象国」に指定した。主要8カ国の中で監視対象国とされたのは日本とロシアだけで、少なからず国内に波紋を広げたが、昨年7月には国連女性差別撤廃委員会から「人身売買に対する包括的戦略の必要性・加害者の処罰強化」が勧告されるなど、日本は人身売買の主要受入国として国際社会から見られている。

政府は2000年に採択された国連の「人身売買禁止議定書」の批准に向けて国内法の整備に取り組んでいるが、日本には人身売買という行為を規定し、禁止する法律がない。アジア、東欧、中南米から来日した女性たちが莫大な借金を負わされて風俗産業で働かされ、人身売買ブローカーや暴力団の暴利の犠牲になっている現状を打破するため、加害者に対する罰則強化を明記し、人身売買の禁止・被害者の人権救済・保護・支援を実施するための法制化を早急に国及び政府に求める。

記

- 1 人身売買は被害者の尊厳と価値を著しく侵害する行為であり、人身売買が犯罪であることを法に明記すること。
  - 2 被害者の救済・保護・援助について、国は必要な法律整備をすること。
  - 3 国は人身売買の実態についての調査研究、学校教育、社会教育、メディア等を通じての人権教育・啓発・情報提供等を積極的に行い、被害の予防を図ること。
  - 4 政府は諸外国と連携を強化し、人身売買防止を推進すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年9月22日

綾瀬市議会議員 中村 清 法

衆議院議長 参議院議長  
内閣総理大臣 法務大臣 厚生労働大臣 あて

## パートタイム労働者の適正な労働条件の整備と均等待遇を確保する法律の制定を求める意見書

わが国のパートタイム労働者は1,200万人を超え、雇用労働者の20%以上を占めており、今や労働の場において重要な位置を占めている。

しかし、パートタイム労働者等は、雇用期間の定めのないフルタイム労働者に比べ、賃金や労働条件などの処遇において大きな格差があり、多くの問題を抱えている。

また、その大部分は女性であり、特に子育て後の女性の多くが家庭の経済事情のためにやむなくパートタイム労働を選んでいるが、処遇は低く、良好な就労形態とはなっていない。子育て後の魅力ある就職の道を開くことが現に進行する少子化の抑制にも寄与することは明らかである。

現在、短時間労働者の雇用管理の改善に関する法律や指針は示されているものの、その目的が、雇用管理の改善を促すことにあり、さらには均衡等の配慮が努力義務であることから、処遇改善に繋がっていない状況である。

今後、短時間就労など柔軟で多様な働き方が広がっていく時代の流れにあって、パートタイム労働が良好な就労形態として選択できるよう、パートタイム労働者の均等待遇を法律によって確立することが喫緊の課題である。

よって、国においては、パートタイム労働者の適正な労働条件の整備と均等待遇を確保する法律を制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年9月22日

綾瀬市議会議員 中村 清 法

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣 あて

## 地方分権確立のための地方財源確保に関する意見書

平成16年度における国の予算編成は、「三位一体の改革」の名の下に、本来あるべき国・地方を通ずる構造改革とは異なり、国の財政健全化方策に特化されたものと受け取らざるを得ず、著しく地方の信頼関係を損ねる結果となった。

こうした中、政府においては、去る6月4日に「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」が閣議決定され、「三位一体の改革」に関連して、概ね3兆円規模の税源移譲を前提として、地方公共団体からの具体的な国庫補助負担金改革を取りまとめることが要請されたところである。

地方六団体は、この要請に対し、去る8月24日に、国と地方公共団体の信頼関係を確保するための一定条件を下に、地方分権の理念に基づく行財政改革を進めるため、税源移譲や地方交付税のあり方、国による関与・規制の見直しに関する具体例を含む「国庫補助負担金等に関する改革案」を政府に提出したところである。

しかし、8月31日の経済財政諮問会議で、民間議員から、地方交付税の大幅削減方針が示されるなど、今年度に続いて削減されることが懸念される事態となっている。

よって、国においては、「三位一体の改革」の審議に当たっては、次の前提条件を踏まえることを強く求めるものである。

- 1 国と地方の協議機関の設置  
地方の意見が確実に反映することを担保とするため、国と地方六団体との協議機関を設置することをこの改革の前提条件とする。
  - 2 税源移譲との一体的実施  
今回の国庫補助負担金改革のみを優先させることなく、これに伴う税源移譲、地方交付税措置を一体的、同時に実施すること。
  - 3 確実な税源移譲  
今回の国庫補助負担金改革は、確実に税源移譲が担保される改革とすること。
  - 4 地方交付税による確実な財政措置  
税源移譲額が国庫補助負担金廃止に伴い財源措置すべき額に満たない地方公共団体については、地方交付税により確実な財源措置を行うこと。  
また、地方交付税の財源調整、財源保障の両機能を強化するとともに、地方財政全体及び個々の地方公共団体に係る地方交付税の所要額を必ず確保すること。
  - 5 施設整備事業に対する財政措置  
廃棄物処理施設、社会福祉施設等は、臨時的かつ巨額の財政負担となる事業であることから、各地方公共団体の財政規模も考慮しつつ、地方債と地方交付税措置の組合せにより万全の財政措置を講じること。
  - 6 負担転嫁の排除  
税源移譲を伴わない国庫補助負担金の廃止、生活保護費負担金等の補助負担率の切下げ、単なる地方交付税の削減等、地方への一方的な負担転嫁は絶対に認められないこと。
  - 7 新たな類似補助金の創設禁止  
国庫補助負担金改革の意義を損ねる類似の目的・内容を有する新たな国庫補助負担金等の創設は認められないものであること。
  - 8 地方財政計画作成に当たっての地方公共団体の意見の反映  
地方財政対策、地方財政計画の作成に当たっては、的確かつ迅速に必要な情報提供を行うとともに、地方公共団体の意見を反映させる場を設けること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年9月22日

綾瀬市議会議員 中村 清 法

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 内閣官房長官  
金融・経済財政政策担当大臣 総務大臣 財務大臣 経済産業大臣  
文部科学大臣 厚生労働大臣 農林水産大臣 国土交通大臣 あて

## 教育基本法の早期改正を求める意見書

教育基本法は、昭和22年の制定以来、一度の改正もなく戦後半世紀以上が経過している。この間、道徳観・倫理観の退廃、学習意欲の低下、学級崩壊、不登校、青少年の凶悪犯罪の増加など、社会状況が大きく変化している。

こうした中、中央教育審議会は、昨年3月文部科学大臣に対して「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」を答申し、教育基本法の改正を提唱しており、将来を担う青少年の健全育成、国際社会でも活躍できる日本国民の育成等に向け、教育理念の根本的な見直しを切に望まれている。

よって、政府におかれては、早期に教育基本法の改正を実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年9月22日

綾瀬市議会議員 中村 清 法

衆議院議長 参議院議長  
内閣総理大臣 総務大臣 文部科学大臣 あて

### 『意見書』とは

意見書とは、広く社会一般の利益に関する事柄で、直接、議会の権力が及ばない国等の事務について、議会としての意思をまとめた文書のことをいい、市民の皆さんからの要望や意見を国政や県政に反映させるために、国や県に対し議長が議会を代表して提出するものです。  
これは、地方自治法第九十条の「議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる。」という規定に基づいたものです。